

(加入者制限や標準掛金率変更を実施している事業所のみ)

就業規則や退職金規程（労働協約等）を改定する場合はご連絡ください

- ・加入者制限や標準掛金率変更の申請時に基金へ提出いただいた就業規則や退職金規程等の労働協約等（以下、「労働協約等」という）は、基金規約に記載のうえ、基金で写しを保管しています。
- ・**該当の労働協約等を改定される際には、すみやかに基金までご連絡ください。**基金規約の変更や基金保管の写しの差替えが必要となる場合があります。
- ・改定内容によっては、加入者の同意書の提出や基金代議員会の議決、厚生労働省の認可等の**お手続きに数か月を要する場合**があります。
- ・加入者制限や標準掛金率変更を実施していない事業所は、改定時のご連絡は必要ありません。

○出版企業年金基金規約（見本）

別表第2の1 加入者から除外するものとして労使協定した者		加入者制限
実施事業所の名称	従業者	
株式会社 ○○○○	出版企業年金基金における加入者に関する規程（平成28年10月1日現在において効力を有する出版企業年金基金における加入者に関する規程をいう。）第2条に定めるパートタイマー	
○○○○ 株式会社	就業規則（平成30年7月1日現在において効力を有する就業規則をいう。）第5条に定めるアルバイト	
別表第2の2 休職		加入者制限（休職）
実施事業所の名称	休職	
株式会社 ○○○○	退職金規程（平成28年10月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。）第13条第4項に定める基準給与を0円とする休職	
株式会社 ○○○○	育児・介護休業規程（平成30年5月1日現在において効力を有する育児・介護休業規程をいう。）第2条及び第6条に定める育児休業及び介護休業期間のうち、平成30年5月1日以降の期間（平成30年5月1日以降に採用された者に限る）	
別表第2の3 2型から20型までに属する加入者及び加入者の属する型		標準掛金率変更
実施事業所の名称	加入者	加入者の属する型
株式会社 ○○○○	65歳未満の厚生年金保険被保険者	2型
株式会社 ○○○○	65歳未満の厚生年金保険被保険者のうち、企業年金基金における加入者に関する規程（平成31年2月1日現在において効力を有する企業年金基金における加入者に関する規程をいう。以下、当該事業所の加入者欄において同じ。）第1条第2号に定める者	5型

* 出版企業年金基金規約は基金ホームページ (<https://www.syupan-kikin.or.jp>) に掲載されています。

改定をご検討の場合やご不明な点がある場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

出版企業年金基金 業務部

TEL 03-5259-9111

(受付時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始除く)